

神智従義の複俗義について

弓場苗生子

宋代天台宗における山家山外の争いにおいて、諸法差別と一性との関係をどのように理解し、さらにこれを天台の三諦説のうちに如何にして位置づけるかという問題は、論争の後期に至るまで広く議論されるところとなつた。通例後山外派という呼称は、論争初期において山家派の対論者となつた錢塘の学匠らとは異なり、四明知礼の教学を受け、山家の門流に属しながらもその所説に異議を唱えた淨覺仁岳・神智従義の両師を指すものである。その教説においては、空・仮・中の三諦のうち仮諦の範疇のみに三千差別が存すると考える唯仮三千（妙仮三千）の義を支持し、山家派が取るところの三諦各具三千説に対抗したことで知られる。さらに仏土を論ずるに当たつては、常寂光土においても諸法差別相が宛然と具わるとする山家の解釈を批判し、寂光無相義を説いてその所憑とした。⁽¹⁾ここでは、従義の三千差別解釈における複俗義の依用について扱いたいと思う。そもそも複俗の語は、灌頂が『大般涅槃經疏』卷一五の中で『法華玄義』卷二下に説かれる七

種二諦の教説を引いて解釈するに当たり用いたものであり、従義は『止觀義例纂要』（以下『纂要』）卷二において、二辺を合する複俗と中道である單真とで三諦を二分する單真複俗の発想を、自身の四土觀を明かす際に応用した。すなわち、三千義に單複の二があるとして、下三土と寂光土とを分かつ単義と、寂光土をも含む四土を中道の真諦に望めた複義とを明かし、この両義の併説によつて三諦における差別と無差別の両義を会通したのである。小稿では、従義における複俗義の用例に随つてその所説を検討するとともに、これを通して三千義を解釈する上でこのような複俗の判が用いられるに至つた意義を考察することを目的とした。

最初に複俗義の来由について一言すると、それは灌頂が『大般涅槃經疏』卷一五で聖行品の文を解説するなか、七種二諦に言及して用いた判釈のうちに求められる。所謂七種二諦は『法華玄義』に説かれるが如く、化法の四教に三被接を足した七の機根について二諦義を明かすものであり、灌頂はさらに

真俗の単複という観点から、これらを経文の記述に当て嵌め藏（生滅）・通（無生）・別接通（単俗複真）・円接通（単俗單中）・別（複俗單中）・円接別（複俗複中）・円（不可思議）の順でもつて分別している。複俗という語に注目するならば、これは別教および円接別における俗諦を指して言うものであり、例えば別教では藏教・通教の析法と体法における有無の二辺を踏まえ、「此之有無、合^レ之為^レ俗、即是⁽²⁾複俗。」として、これら両辺を合して一の俗諦と呼ぶのであると定義する。このような灌頂の所説を前提として従義による複俗義の依用の例を見ていいくと、これについては主に『纂要』卷二の一念三千に対する解釈箇所において詳説されている。ここでは『止觀義例』本文に「一、為^レ示^三三千在^ニ一念^一故。」とあるのについて一念と三千との相対を明かし、これを判釈するに当たっては二の意が存すると説く。

今謂、妙境五中、一為^レ示^三三千在^ニ一念^一故者、即釈籤云、俗則百界千如、真則同居一念也。何者、色心不二門云、攝^レ別入^レ總、一切諸法、無^レ非^ニ心性。一性無性、三千宛然。且總在^ニ一念^一別分^ニ色心。色心不出^ニ十界百界三千世間。既知^ニ色心別^ニ已、故攝^レ別入^ニ總。則曉、十界三千之別、不出^ニ一念剎那之總。須^レ知、此總即是圓心、此別即是三千世間。圓心三千總別、只是不思議假。妙假相攝、良由^ニ空^ニ中真性^ニ真性是理、妙假是事。又此真性亦名^ニ中道、妙假亦是複俗之義。故此事理・真俗兩意、收^ニ束諸文、罄無^レ不^レ尽。⁽³⁾

神智從義の複俗義について（弓場）

まず、湛然の教説を引いた上で、一念の圓心を總に、三千世間を別に各々配して、一念（一心）と三千とを総別の対比によつて捉える。これに続けて、この二者と空・假・中三諦との対応について、事理と真俗との二種類の観点によつて説明している。すなわち、事理の分に照らすならば假諦は事に、空・中二諦は理に當てられる。一方、真俗の分に従う場合は真性には中道のみが配され、対する俗には假と空とを合わせて複俗の俗とすることで真俗の対比を成すのである。そしてこのような事理・真俗の両義を併用したならば、一切の文義が会通し得るとする。続く箇所においては、前述の真俗二諦義を約中辺の判と言い換え、『法華玄義釈籤』（以下『釈籤』）および『摩訶止觀』の文証を挙げて論じている。同時に、事理の判については自他不二門の記述を根拠として引き、両判がいずれも智顕・湛然の意に適つたものであることを言う。

復須^ニ了知、今之真俗即是複俗單真之義。故釈籤云、但云^ニ相即^ニ言濫^ニ於通、應^ニ從^ニ意說。意以^ニ一切趣^レ中為^レ真、與^ニ百界千如及千如本空為^レ俗而論^ニ相即^ニ。故知、單真複俗之義、乃是約^ニ於中边^ニ明^レ之。以下合^ニ二边^ニ名為^ニ複俗、中道名為^ニ單真^ニ故也。故止觀中釈^ニ於五陰假名世間、具明^ニ十界假實之異、國土世間始自^ニ下地獄依^ニ赤鐵^ニ住^ニ、終至^ニ下如來依^ニ寂光^ニ住^ニ。若如^ニ釈籤自他不^ニ一門^ニ云、自行唯在^ニ空中^ニ、利他三千赴^レ物。此乃約^ニ於事理^ニ而明。故自行唯在^ニ空^ニ中^ニ、屬^ニ於寂光之理^ニ。化他三千赴^レ物、乃是三土之事。今止觀中、與^ニ彼則異。何者、十界假實所依國土、既乃始自^ニ地獄赤鐵^ニ、

神智從義の複俗義について（弓場）

終至^三如來依^二常寂光^一。當^レ知、三土^二仮實依正^一、即^レ釈籤云百界千如也。如來依^二於常寂光^一住、即^レ釈籤云及千如本空也。故此乃是複俗之義。若乃双非^三三土^二寂光^一、方是^レ釈籤云一切趣^レ中為^レ真耳。⁽⁴⁾

初めに、『釈籤』卷六に別教の相即を明かして中道を真諦に、百界千如の世間相とその本空とを俗諦に配する例が見えること⁽⁵⁾を挙げ、單真複俗を中辺に約する義として説明している。すなわち、今言うところの真俗二諦とは有と空の二辺を合して成る複俗と中道の單真とによる單真複俗の二諦であるとしたもので、かつその後の文では『摩訶止觀』卷五上において十界の差別を言うなか、国土世間を説いて地獄から寂光まで亘ると規定していることを以て証拠とする。これに続けて、事理の判を用いる例として、自行を空・中に、利他を三千差別に配する自他不二門の文を引き、この義もまた正統な根拠を有するものであることを確認する。しかるに、いま『摩訶止觀』の例に用いられる複俗の四土義に照らすならば、下の三土は前の『釈籤』の文に用いられる百界千如の有に当たり、これに対しても寂光土は千如本空の空に当たる。この有と空の両辺を合して一の俗諦として観るとき、四土はいずれも俗諦差別の範疇に摂められることとなる。よって、この複俗の判において寂光は四土の一として俗諦に属するが、もしも寂光を他の三土との対比の観点から論ずるときは、寂光土は中道の真諦に配されるのである。この後の箇所では、『維摩經』仏

国品所説の譬喻を引き、天器とその不可思議な作用によつて現れる飯色の異なりとに擬えて真俗の両義を詳論している。

故輔行釈^{二十}界^仮實^國土^依正^十如^文畢、乃引^二淨名疏中四土相望十種差別「以消^二天器飯色不同」、前九正当^二今文世間之義^一也（即今止觀三種世間之文也）。一、同居自異。……十、諸土非垢、寂光非淨器^一。即^レ是双非^三三土^二常寂光也。故中道之真諦、双非^二四土^一如^二天器^一。三土寂光之複俗、如^二飯色有^レ異。若將^二寂光^一如^二天器^一、三土如^二飯色有^レ異。即^レ釈籤云、自行唯在^二空中^一、利他三千赴^レ物。故知、三千義有^二單複^一、單則三土、複兼^二寂光^一。而止觀妙境中三千世間既該^二四土^一。當^レ知、即^レ是複俗三千也。前九正明^二諸土不同^一（不同即^レ是複俗差別也）、第十但明^二諸土體^一耳（土體即^レ是中道、非^二三土^一非^二寂光^一也）。土雖^二差別^一、不^レ異^二寂光^一。寂光雖^レ寂、不^レ異^二諸土^一（非^二三土外別有^二寂光^一、非^二寂光外別有^二三土^一）。

ここにおいては『止觀輔行伝弘決』（以下『弘決』）卷五之三に存する『維摩經文疏』所説の四土相望の文を挙げて解釈する箇所を引用し、括弧内に見えるが如く註を付している。ここで從義は十種差別の第十の部分について、四土において三千義を論ずるに当たつては單複二通りの判が存することを明かす。つまり、もしも中道の真諦を四土の複俗三千と対比させるとときは、すなわち複義に基づくものである。また寂光を下^二三土との対比の観点に照らすならば、『釈籤』の「自行唯在^二空中^一、利他三千赴^レ物。」の文の如く、寂光土を理に、三土の三千差別を事に配する单義の判がこれに当たる。前段の文

と同様、寂光土の撰属を照らすところの判によつて変わるものとしていることは注意すべき点と言えよう。次の箇所ではこれまでの一連の主張を結するに当たり、『弘決』に見える三千義を以て指南極説とする記述について言及する。

而輔行云、並以三千而為指南乃是終窮究竟極説者、斯蓋荊溪深達吾祖用於法華開顯之旨、以即實之權而為三千妙境耳。……一念三千而為指南、正約中道双非之單真具於四土之複俗耳。如來最後開顯、既明即實之權而為秘妙方便。吾祖終窮極説、亦談性具之俗而為妙境三千。……余昔嘗學四明之説、遭其惑亂乃謂三諦皆有三千名為指南究竟極説^甲。今方始解即實之權・性具之俗是妙境三千為指南極説耳。四明自昔不レ閑吾祖用法華經旨以即實之權・性具之俗為中不思議境一念三千上輒便破云、若謂止觀不思議境一念三千是俗諦者、豈可下大師以俗諦為極説、荊溪以仮法為中指南上邪。敬請、四方青眼之人觀此破辭。則知、四明失於一家所伝之道矣。悲哉、悲哉。

これによれば、従義は以前山家の教説を学んでいる時分に、指南極説を二諦各具三千の説を指すと解することについて疑念を抱いたという。しかしながら、これは実には智顕が法華の開顕の旨に従い、即實の權・性具の俗の意に基づいて妙境における兩諦の不可思議な相即を説いたに過ぎず、一念三千を指南とするのは、中道と四土との單真複俗の義によつて言ふものであると説く。この文章に見えるように、唯仮三千説に対する山家側からの論難として、三千義を俗諦や仮諦の範

疇のみに許すと言つならば、これらがどうして究竟極説たり得るのかという批判が存したようである。特に三諦についてこれを言えば、安藤俊雄氏が指摘するように、性具三千義は仮諦の領域に限定され、三諦における一部門に過ぎないということになる。この総結の一文から推察するに、従義が事理の判のみならず新たに真俗の判を用いて三千差別義を解釈したこととは、あるいは従来の唯仮三千義が基づくところの三千妙假の事と空・中の理という一種固定化された対立に加えて、複俗の空・仮二諦と中道真性という異なる観点に基づく対立をも併説し、この真俗二辺が妙に相即することを以て指南極説と解すべきことを主張して、それによつてかかる難勢に対応したものとも評し得るのではないかろうか。

1 從義における仏身・仏土相の解釈については拙稿「神智従義の三身解釈」（後掲）を参照されたい。

2 大正二二・六八四頁下、六八五頁上。

3 繼藏二一四・三一七丁右上下。

4 繼藏二一四・三一七丁左上下。所引の『釈籤』の文は大正三三・八五六頁上、『摩訶止觀』の文は大正四六・五三頁上（取意）、自他不二門の文は大正三三・九一九頁中に見える。

5 ここに説かれる約中辺・約事理の二判は、その実仁岳において既に例が見えるものである。『十不二門文心解』には「照故三千恒具、遮故法爾空中。」の文を解釈して三諦と二諦との対応に論

神智従義の複俗義について（弓場）

及し、真俗・権実の二判について「真俗約中辺而辨、権実約事理而分。当知、空者、若望中道、中既絶待、空猶対仮、故属俗諦。若望権法、権是建立法、空須泯亡、故属実相。」（続藏二十五・九五丁左下）として、二判のいずれに約するかで空諦の攝属が変わり、これによつて三諦・二諦の配当もまた照らすところの判によつて異なることを説く。また従義の後代においても、山家派の学匠である智湧了然に事理・中辺やそれに類する判を用いる例が存する。例えば『大乗止觀法門宗円記』卷一では体用积について五を列するなか、「三、約事理、則俗諦為レ用、空・中為レ体。四、約中辺、則空・仮為レ用、中道為レ体。」（続藏二十三・三六二丁左下～三六三丁右上）と二義を挙げている。このように、後山外派の従義による複俗義の依用は仁岳が略に示した約事理・約中辺の二判をさらに発展させたものと考えられ、これが後に了然や柏庭善月といった山家派の学匠らの教説に大きな影響を与えたことは、注目に値する部分である。

⁶ 続藏二十一・三一七丁左下。所引の『弘決』の箇所は大正四六・二九五頁下、『維摩經』の譬喻は大正一四・五三八頁下に見える。

⁷ 続藏二十一・三一八丁左上下。所引の『弘決』の箇所は大正四六・二九六頁上。

⁸ 安藤氏後掲『天台思想史』九四頁～九五頁等参照。

〈参考文献〉

- 窪田哲正「趙宋天台諸師の一念三千論」（『妙塔学報』第九卷、二〇〇八年、三一～九頁）
安藤俊雄『天台思想史』（法藏館、一九五九年）

安藤俊雄「神智従義の学説」（『印伝研』第二卷第一号、一九五三年、一五三～五四頁）

陳英善『天台性具思想』（東大図書公司、一九九七年）

弓場苗生子「神智従義の三身解釈」（『印伝研』第六一卷第一号、二〇一二年、二〇三～一〇六頁）

〈キーワード〉 趵宋天台、後山外派、一念三千、唯仮三千、寂光無相
(天台宗典編纂所嘱託職員)